

平成29年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成29年 9月 4日 (月曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|------|---------|----------------------------------|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 議案第 53号 | 鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 6 | 議案第 54号 | 平成29年度鹿追町一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程 7 | 議案第 55号 | 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 8 | 議案第 56号 | 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程 9 | 議案第 57号 | 平成29年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程10 | 議案第 58号 | 平成29年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程11 | 議案第 59号 | 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について |
| 日程12 | 議案第 60号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について |
| 日程13 | 議案第 61号 | 北海道市町村総合事務組合格約の変更について |
| 日程14 | 議案第 62号 | 瓜幕バイオ余剰熱利用ハウス野菜栽培施設建設工事請負契約について |
| 日程15 | 認定第 1号 | 平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程16 | 認定第 2号 | 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出 |

決算認定について

- 日程17 認定第 3号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程18 認定第 4号 平成28年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程19 認定第 5号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程20 認定第 6号 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程21 認定第 7号 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入
歳出決算認定について
- 日程22 議員の派遣について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

- | | | |
|-------------|-------------|-----------------|
| 1番 山口 優子議員 | 2番 武藤 敦則議員 | 3番 畑 久雄議員 |
| 4番 台蔵 征一議員 | 5番 加納 茂議員 | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員 | 8番 狩野 正雄議員 | 9番 吉田 稔議員(途中退席) |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 埴渕 賢治議員 | |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

- | | |
|----------|-------|
| 町 長 | 吉田 弘志 |
| 農業委員会会長 | 菊池 輝夫 |
| 教育委員会教育長 | 大井 和行 |
| 代表監査委員 | 野村 英雄 |

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長	喜井知己
企画財政課長	渡辺雅人
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	櫻庭力
商工観光課長	黒井敦志
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	津田祐治
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	松井裕二
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
企画財政課長補佐兼財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成29年 9月 4日（月曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただ今から平成29年第3回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により9番、吉田稔議員、10番、安藤幹夫議員を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの18日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月21日までの18日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、お手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。次に監査委員から5月分、6月分、7月分の出納検査報告書が提出をされました。町長から平成28年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書が提出されました。教育委員会教育長から平成28年度教育委員会の施策、事業の評価調書が提出されました。それぞれの写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成29年第3回鹿追町議会定例会が開催をされるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。8月9日、北海道農地再編整備事業推進連絡協議会の総会が実

施をされております。札幌市で実施をしたわけでありますけれども、関係町村18地区の代表者による総会が実施されたわけでありますけれども、これについては北海道の農地再編委員会等々がこれまで各地域18カ所の地区におきまして24地区の再編等々について国あるいは北海道に対して要請活動をしているわけでありますけれども、本町においても中鹿追、鹿追、下鹿追地域で再編事業を行なって、30年には完成の予定となっているところでございます。この総会においては今後の活動計画等々について審議をされたわけでありますけれども、いずれにしても国の予算、非常に厳しい中での活動であります。一つでも早くですね着工ができるように調査等々についても万難を排していただきたいということでの決議をしたところであります。またこれらの役員につきましては町村持ち回りということでありまして、今年の9月から、8月から本町がこれの代表になるということで私が会長、それから副会長には長沼町、美唄市と、監事には浜頓別、鷹栖町ということで選任をされているところであります。今後ですねこれらについて北海道の再編委員会としてのさらなる活動を展開をする予定になっております。8月の17日、固定資産評価審査委員会が実施をされておりますけれども、任期満了でありました小林みどり氏については再任ということであります。今後の体制としては委員長に上村政浩氏、そして委員長代理には板垣敦夫氏が互選をされたところであります。8月の17日、鹿追町と鹿追町内郵便局との包括的連携に関する協定書の締結式が行われております。これについては鹿追郵便局長、瓜幕郵便局長、そして鹿追町の方からですね私、副町長等が出席をして締結をしたわけでありますけれども、これは包括的ということでこれまでは見守り等々についてですね個別なものであったわけでありますが、今回は高齢者の見守り、あるいは道路の損傷等の情報、あるいは不法投棄、廃棄物の情報提供に関すること、その他ですね地域の活性化・住民サービスに関することについての情報をいただけるということになったわけであります。8月19日、ピュアモルトクラブハウスが20年を迎えたということで記念式が実施をされております。今回は非常に地味なですね記念式でありましたけれども、ピュアモルトに約200名、子どもも合わせてですね、方が集まってですね、記念事業を行なったところであります。8月24日、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の中央要望がされております。これには道内23名の首長、あるいは代理が出席をしているわけでありますけれども、本町からは松本副町長が出席をして要望をしたところであります。要望内容としては北海道の自衛隊体制を強化を求める要望書の提出ということで定員と実員の乖離^{かいり}、これに対する対策等々、あるいは今後予定されている次期防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計

画の策定ということで、これについては今、これを目指して再編の内容が検討されているところでありまして、これについては来年の3月末までにおおよその方向が出されるということでありまして、残された期間一層のですね強化そして再編に対する地域の要望等についての要請をですね、積極的に実施をする必要があろうかというふうに考えております。ご案内のように本町でもですね独自に防衛省、あるいは防衛局に対して運動をしているところでありまして、今後もですね日程調整をしながら実施をしていきたいというふうに考えております。8月の25日、鹿追町公衆無線LANの整備事業公募型プロポーザルということで、これについては公衆無線LANの環境整備ということで国の支援を受けながら実施をする計画をしているわけでありまして、本町では庁舎、スポーツセンター、瓜幕支所、然別湖、この四つについてのLANの整備をしようということでプロポーザルをやったところでございます。8月の27日、平成29年度陸上自衛隊富士総合火力演習が実施をされております。これについては新得町長、それから士幌町長、上士幌町長と同行して私も行ったわけでありまして、目的としてはこの火力演習の見学もございましたけれども、昨年の災害に対する方面そして旅団のですね支援に対するお礼ということでございまして、28日の日にはですね、陸幕の方に赴いて山崎幕僚長に対しての表敬、そして同時にお礼を申し上げてきたところでありまして、27日の火力演習につきましては、幕僚長そして小野寺防衛大臣等々も参加をしております、これについては幕僚長主催の食事会において私も幕僚長、そして小野寺防衛大臣との面会も叶ったところでございます。8月28日は今申し上げたとおりの内容でお礼を申し上げてきたところでございます。特に山崎幕僚長からは地域の皆さん方のご理解と協力があって自衛隊の存在価値があるということで、私はタブレットにですね、去る8月の27日に実施をされたパレード、この内容を持ってですねお見せしたところ幕僚長もこういうことが非常に大事だというお話をいただいたところでありまして、8月28日、バイオガスの普及推進に関する要望ということで28日の日が日程的に空いたということから、今回は農林水産省それから食料産業局、バイオマス循環資源課等々に対してですね、いわゆる家畜ふん尿を利用したバイオガスの推進についてお願いをしてきたところでありまして、農林水産省の方からはですね、川野豊課長他、課長補佐、係長等4名が出席をしていただいて対応してくれたわけでありまして、これには鹿追はもちろんでありますけれども、士幌、上士幌、足寄、新得、陸別、別海の関係、そして事務局2名ということで要請をしたところでありまして、一つは予算の拡充。今、いわゆるバイオガス産業都市、この予算は少なす

ぎるというお話もさせていただきました。それから車両等に対する支援の枠をですね拡大をしていただきたいというお話をさせていただきました。それから畜産廃棄物バイオガス発電によるFIT価格の維持、それから系統連携に対する支援ということではありますが、特にあの農水の方からですね、今の価格を維持をするということの意味がですね、……どうするのかということでは財務省とのやりとりが非常に難しい状況にあるというお話がありました。幸いにしてバイオガスについては今39円、消費税込みで42円19銭ということでもありますけれども、維持をするためにはですねどう理屈をつけていくかということではありますが、再生エネルギー、バイオガスエネルギーのですね発電枠を16万キロワットということ国は定めていると。現状はそれには程遠い発電しかされていないということからですね、この価格については維持が必要だというお話をさせていただいているということでもあります。私の方からですね家畜ふん尿は農業問題、適正処理は農業問題だというお話をさせていただきましたけれども、この理論を含めてですね、16万キロワットの維持と発電の総枠をですね達成をするという意味においてバイオガスの価格はこの金額を維持をしていきたいというお話をいただいたところでもあります。いずれにしても地域のこれからのこうした要望の強さがですね、やはり左右していくというふうに考えているところでもあります。8月29日、特別職報酬等審議会、これは町長設置の分についてでありますけれども、委員長の方から答申をいただきました。この内容についてはこちらが求めた内容とほぼ一致をする内容でありますけれども、今後ですね議会等で受けている答申と十分擦り合わせをしながら最終判断をしていく必要があるだろうというふうに考えておきまして、できるだけ早くですね、そうした方向での結論を出していきたいとこのように考えているところでもあります。9月の2日、陸上自衛隊の第5旅団の13周年、帯広駐屯地66周年ということの記念式が実施をされたところでもありますけれども、これについては非常に好天に恵まれて素晴らしい式典が実施をされたということでもあります。祝賀会におきまして町村長、関係町村長ですね代表して私の方で祝辞を申し上げたというところでございます。以上、もう一つ、すみません。9月の3日、水素自動車の試乗会を実施をしております。これについては試乗した人は53名、そして同日ですね、それらの機械、車についての見ていただいた方、約200名ということでありまして私はこうしたことは本町で実施をされているということがPRができた機会というふうに捉えておきまして、効果があったというふうに考えているところでもあります。以上、行政報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 議案第53号 鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（埴淵賢治）

日程5、議案第53号、鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第53号は、鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。第7次地方分権一括法において提案募集方式を活用した見直しとして公営住宅の家賃決定にあたり認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認める場合、町が公営住宅法に基づいて調査、把握した家賃収入により応能応益家賃として定めることを可能とすることによりまして、家賃負担の増加が回避され入居者の保護に資するものであり、本年7月26日に施行されましたことから条例の一部改正を行うものであります。提案内容についてご説明いたします。鹿追町公営住宅管理条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条は用語の定義についての規定であり第2号に「以下「省令」という。」を加え、第13条は家賃の決定についての規定であり、文言の整理、及び新たに第4項といたしまして、入居者が認知症である者の場合、収入の申告及び収入の状況の報告に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は毎年度、省令第9条に規定する方法により把握された当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とするとを加えるものであります。第14条は収入の申告等についての規定であり、公営住宅法施行規則の改正に伴う文言の整理であります。第30条は収入超過者に対する家賃についての規定であり、文言の整理及び第3項、第4項といたしまして新たに第3項として、入居者が収入超過者に該当する場合、収入の申告及び収入の状況の報告に応じることが困難な事情にあると認められるときは第13条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握された当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする、を加えるものであります。第32条から第35条、第38条、第52条、第53条につきましては、それぞれ引用する

条文の改正に伴います条文の整理となるものであります。次に附則は施行期日の規定であり「この条例は公布の日から施行する。」とするものであります。以上、鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

大変いい条例だなというふうを感じるわけですがけれども、困難な方等々含めてですね、今現在、どのような形で何人いてどのような措置が行われているのかね。それでこれ公布の日から施行するということになってますけれども、やはりあの公布の日、これについては一定区分、どの時期、どの期日を目指しているのかね。今後ここらあたり何月何日ということに今までは特定のされていただけけれども、なぜ公布の日から施行するということになってしまったのか。ここらあたり、ちょっと説明をいただきます。

○議長（埴淵賢治）

櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

ただ今のご質問について説明いたします。現在そういう方はおりません。今後ですねそういうことが可能性として出てくるので、こういう国の条例も変わりましたので町の方でそれに付随して、準拠してやっておりますのでそれに伴って変更しました。この公布の日からというのは、今後もあの公営住宅、途中から入る方もいろいろいると思いますので、その方に合わすというかですね、出てきたときに対応していきたいということで4月1日ではなくて、その日からということで今日ですね議決をいただければ、今後やっていきたいということでこの日からということで決定しております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

喜井総務課長

○総務課長（喜井知己）

今の条例の公布の部分について、私の方からちょっと補足をさせていただきます。この今回の公営住宅条例の改正の根拠となりました先ほどの副町長が申し上げた公営住宅法の改正ということで、実はこの法律改正は既に7月の26日に施行されております。それで基となる法律が既に施行されておりますので案件の内容によってはその時点にさかのぼっ

て条例を施行させるということも可能でございます。ただ今回の事案につきましては、特にその時点に遡及することなくですね、条例の本日議決をいただきましたならば議会から議決をいただいて、その後公布の手続をするということで、この会期中のなるべく早い時期に条例が施行されるということでございます。櫻庭課長が申し上げましたとおり、今近々にそういう方がいらっしゃらないということでありまして、今後に備えてということで公布の日という形の施行でよろしいかなということ考えております。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第54号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（埴淵賢治）

日程6、議案第54号、平成29年度鹿追町一般会計補正予算第4号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第54号は平成29年度一般会計補正予算第4号となるものです。平成29年度一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ7,637万1千円を追加しまして、総額を69億6,952万1千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出12ページよりご説明いたします。款項目、議会費の旅費で21万5千円、需用費、食糧費で1万6千円

のそれぞれ追加、総務費、総務管理費、公害防災費の役務費で防犯カメラ用インターネット回線料9万5千円の追加、ジオパーク事業費の需用費、消耗品費で62万円、修繕料で1万4千円の合計63万4千円、負担金でとちぎ鹿追ジオパーク推進協議会へ40万円のそれぞれ追加、民生費、社会福祉費の社会福祉総務費の繰出金で、国保会計へ37万8千円の追加、心身障がい者特別対策費の負担金でシステム改修で36万8千円、償還金で過年度分返還金で10万3千円のそれぞれ追加、老人福祉施設費の需用費、消耗品費で介護予防センター用ごさ購入で19万8千円の追加、在宅福祉費の繰出金で介護保険特別会計へ303万2千円の追加、衛生費、保健衛生費、保健指導費の賃金で145万1千円、役務費で9千円、負担金で特定不妊治療費助成金48万円のそれぞれ追加、清掃費、清掃総務費の需用費、修繕料で6万5千円、役務費で4万9千円のそれぞれ追加、農林費、農業費、農業開発研究費の需用費、修繕料で15万円の追加、畜産業費の負担金で粗飼料確保等対策補助で670万円の追加、農業用水事業費の繰出金で簡易水道、下水道特別会計へ合計で947万2千円の追加、産業後継者対策費の旅費で32万3千円の減額、負担金で11万2千円の追加、款項、商工費、商工業振興費でチョウザメ飼育施設整備のため工事請負費で1,890万円、原材料費で490万円、備品購入費で1,620万円のそれぞれ追加、陶芸センター費の需用費、修繕料で作業台等の補修で150万円の追加、土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で400万円の追加、道路新設改良費の需用費、修繕料で32万円の追加、款項、消防費、常備消防費の備品購入費でご寄附を財源に30万6千円の追加、非常備消防費の備品購入費で団員用ヘルメット外で95万3千円の追加、教育費、教育総務費、共同調理場費の需用費、光熱水費で8万3千円、修繕料で8万4千円の合計16万7千円の追加、自然体験留学事業費の賃金で200万2千円の追加、小学校費、学校管理費の需用費、修繕料で各小学校へ網戸設置で154万円の追加、中学校費、学校管理費の需用費、修繕料で同じく網戸設置で136万円の追加、社会教育費、社会教育施設費の需用費、修繕料で15万円、備品購入費で町民ホール及び新然別分館用備品合計で46万9千円の追加であります。次に歳入10ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付税で5,380万1千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で障害者医療費負担金外合計で110万1千円の追加、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で障害者医療費負担金外合計で21万8千円の追加、道補助金、商工費道補助金の商工費補助金で地域づくり総合交付金チョウザメ飼育施設整備事業で2,000万円の追加、款項、寄附金、消防費

寄附金、消防費寄附金で町内仲町にお住まいの桑田とし子様より消防活動のために30万円の追加、諸収入、雑入、雑入の雑入で消防団員等公務災害補償等共済基金より消防備品購入助成金95万1千円の追加であります。以上、一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

ページ数でいくと16ページ、チョウザメに関わることなんだけれどもね、当然春にふ化事業が成功して自然的に養殖等々の水槽が減っていくという、足りなくなっていくという状況値については理解をしているわけだけれども、これ外にですね今まで何棟か2棟かな。その分等々含めてビニールハウスで屋根掛けもしてですね、安全的な対策等々も講じてきたわけだけれども、今回については予算の範ちゅうということでテント、屋根掛けについてはならないということの理解をするわけだけれども、やはりあの安全対策というのかな。それが安心につながっていくというふうに理解をするわけだけれども、そこら辺りねどのような安全対策を考えているのかね。当然野鳥もしくはアライグマ、キツネ等々ね侵入する恐れもあるわけだけれども、また人的な部分でいろんな災害が発生する事も視野的にやっぱり考えておかなきゃならない。そういう部分でやっぱり水で養殖しているわけだから、水の関わりの分での安全対策もどのように図っていくのかね。その辺をご説明ください。

○議長（埴淵賢治）

黒井商工観光課長。

○商工観光課長（黒井敦志）

今のご質問にお答えいたします。先日行われました産業厚生常任委員会、それと全員協議会でこの安全対策についてはご指摘を受けてますので、早速その対策を今検討しています。2メートルほどのフェンスも必要でしょうし、また監視カメラの設置も必要かと思いまして今担当課の方で積算しております。あと水の方はですね既にもうこの地区では井戸を掘っていますので水については安全かと思えますけれども、試験的に掘ったときに水質検査をする予定です。以上です。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

諸般のね例えば安心安全の部分で監視カメラを何台設置しますよとかね、やっぱり具体的に提案がないと、付きますよという区分でいつ、どのような状況で何台付けれるのかね。それと併せて水の管理の問題、水の水質検査、当然これやるわな。それ以外にね、物が投入される、投げ捨てられるというような状況値も考えておかなきゃな。それなどについて監視カメラ等々も何台が必要でどういうような状況をつくりあげていくかということがやっぱり公共という枠組みで町民の大事な税金を使ってやる事業ですからね。その辺あたりきちっとしたスタンスを固めないとわれわれも説明責任を果たしていくためには、議決権を行使するわけですからそこらあたりきちっとした対応の分で、このようにしますと、よって安全対策については十二分に果たせていますということが力強く言えるように。

○議長（埴淵賢治）

黒井商工観光課長。

○商工観光課長（黒井敦志）

8月の末に産業で言われたばかりでまだちょっと日も浅いものですから何個付けるとかはっきり現在言えないんですけれども、道路側に面した池でございますので、今回ある防犯の関係でもカメラは非常に有効だったということでもありますので、まず道路側の方向には確実に必要かと思えます。そんな意味でも何カ所必要なかということも含めて、それからその関係については予算も絡んでくるかと思えますので議会の委員会、全協でもご相談させていただいて、数については最低でも外から1台、内部側の方に入って来てもということでは2台ぐらいは必要かと思うんですけれども、ダミーもそして付けるということも一度議会の皆さんともご相談させていただきまして設置の方向に進めたいと思えます。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

本会議がね、最終議論、併せて予算を審議する。またそのあり方等々について議決をするというね、その後の流れ的についてはね了解をするけれども、やっぱり最終的なものについては本会議。議会の立場としてもそういう部分を十二分に考慮していただいて、提示提案があるということを理解するわけだけれども、これ事後ということになってしまったらね、その辺あたりはやっぱりあの本会議軽視にもつながってくるんでね、町長、町長の腹の中にはいろんなことの思いがあると思うんだけど、そのことについてね事後じゃ

なくして今町長として、提案者としてその面をね自分自身のこれあの言ってみれば町民も大変期待している事業でもあるんでね。そこらあたり含めて町長から最終的な答弁をいただきます。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今お話のとおりですね、大事な税金を使っての私どものまちづくりでありますから、町が行なっている全てについてそういう点について大きな配慮をしながらやるということは当然だというふうに考えております。そこで先般もご指摘をいただきましたけれども、チョウザメがですね非常に大事なものだというご認識の上でのそれらに対するセキュリティというか、そういうことでありますけれども私は必要、最大級と言えればあれですけれども今必要と思われるものについてはですね、しっかりやっていきたい。あまり過度にですね反応してたくさん予算を使うというのもいかなものかというふうに考えておりますから、世の中にはいろんな犯罪を起こす人がおりますけれども、大多数はですねそういうことについては問題のない国民性だというふうに思っておりますから、ゆめゆめ私はそこに何かをね悪さをする人間はいないというふうに思っておりますけれども、しかし川の水などを利用した場合ですね、流入する恐れもあるということについて、これらも考えながらですね万全を期していきたいというふうに思っておりますけれども、このチョウザメについてですね、先程申し上げたようにどこまでですね、それじゃあやっていくのかということについては、今、課長が申し上げたようにですね、監視カメラでの対応、屋根付きということになればですね、結構広さが要しますし、今後もですね外池というかそういうものの養殖ということになればですね、全てが屋根付きで重装備というふうにはいかないということでありまして、考えられる内容での環境整備はしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

特例で認めます。認めましたよ。特例。

○9番（吉田稔）

北大のね、研究所と提携をしているということで、足立教授を含めてですね、ここらあたりの助言をいただいたのかどうかね。またそれら等々の策定等々についてもね、いかなる措置が講じられたのか、これについて最後聞いて終わりたいと。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

野外の施設等についてはね北大でも実際にやってるし、今後全て屋根付きだとかこれはフェンス等でね囲うのは最低のことかなというふうに思っておりますけれども、例えば桶を作って施設してというようなところまではなくてもそれは養殖という点においては問題はないということでありますから。ですから私どもはその守るためというよりも養殖をしてしっかりと育てていく。その次にですね守っていくとそういうことがないようにですねしていくというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

他質疑、4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

関連でチョウザメの問題でございますけれども、委員会、全員協議会で私もお話させていただいてますけれども、やはりあの今の吉田議員さんがおっしゃった安全対策というのはおいおいやっぱりやっていかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、今回あそこの場所で地下掘ってナイロンで囲うという方式で少しでも経費節減という考え方は妥当というか、いいことだというふうに思うんですけれども、ただあの地下に掘るということ。最低限、柵が必要。その人が間違っに入っていかないということは絶対的に私は必要なことだと。それを最初から計画していくべきことというふうに思います。できうるならばやはり屋根が掛かっていることが理想かなというふうに思いますんで、どうかそのせっかく造るのがですね、管理も含めて不安定な要素を残したままいくというのもいかなものかなというふうに思いますんで、緊急にその対策を考えていただきたいというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あの柵はね、付ける予定をしております。ただ屋根はね、これはあの私今後のこともあるわけですが、町がね国からの補助金だとかいろいろ得ながらやるということについては、可能でありますけれども、やはり今後ね私はやっぱり町内でできるだけ幅広く、

そういう養殖というのが可能な方式での研究をしていく必要があるなど。その場合、どんとお金を掛けてですねやるということでは当然最終的には経済行為としてやるわけですから、屋根付きでなければいけないというふうには私は考えていないわけでありまして。ただそういう問題が起きないように万全を期する必要があるというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか。6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

今回の一番大きな予算補正なんで私も関連させて聞かせていただきますけれども、今回の施設で3,200匹、3キロ以上の大きな物が飼えるということで既存施設、それぞれ1,800ずつ飼っております、このふ化事業が毎年1,800匹ずつ入れていくとピーク時、これから4年目で雌雄判別して雄は食用に供する。その後キャビアとして取るのに8年かかるということで1万数千尾、8年、9年後には1万数千尾を飼わなければならないという状況になると思うんですけれども、こういう施設があと何基必要になるか。そこら辺の試算があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

ご案内のようにね、皆さん方にも今の幌内川、あそこにですね将来は施設を造りたいということではありますが、今回については河川法等々の許可がですね非常にあの時間がかかることから、あそこでの設備については断念をしているわけでありましてけれども、今内部的にはね将来予定どおりにあの地域に池を掘る必要があるというふうに考えております。そしてですねやっぱり一つの地域としてのいろいろな事業、これは町内だけじゃなくて道内等々に供給をできるような、そういう体制をつくっていくということになれば、やはり私は1万5千から2万くらいのをストックする必要があるだろうというふうに考えておまして、これから何年間ふ化事業を行いながら毎年更新をしていくという方式になるかというふうに思っています。ただその2万をですね全て町が施設を造ってうんぬんという対応は私は必ずしもその方向で考えるのではなくてですね、できれば民間の施設も利用というか、民間にも養殖事業に賛同していただくという環境をつくっていく必要があるだろうと。そして全体としてそれだけのものを実施する必要があるだろうというふうに考

えております。そこであのちょっとだけですね、今私の頭の中で考えている、今日も担当とも話をしたんですけれども、やはりあの施設を今後やる加工施設も当然必要となってきます。そうした場合に養殖のことについてはね、屋根付きだとかそういうことでそれほどグレードが要求されるものではありませんけれども、キャビアの加工、肉の加工ということになれば、これは食品衛生上、相当のしっかりしたものでなければいけないだろうというふうに考えております、そうするとですね、やはり予算もそれ相当に掛かってくるわけでありまして、その場合私はそうした環境を整備する上では今のオショロコマ、これをもって上士幌と本町で漁業組合をつくっておりますから、これじゃなくて町内でそうした組合をですねつくっていく必要があるんでないかというふうに考えております。そしてそれをするによってですね、支援を導入する事が可能になるというふうに考えておりますから。内水面漁業としての位置をですねしっかりと整備していくというふうに考えているところであります。これは完結をしたね理想の姿というところに近付けていく私は過程としての今お話をしているわけでありましてけれども、そういうふうに考えなければですね単にやったぞと、そしてしょぼしょぼと何となくやっているという話で終わってしまうのではないか。しかしご案内のように今、海での漁業というものがねだんだんと厳しくなってきていると状況の中では先般も北海道大学の先生もおっしゃっておいましてし、北海道のですね内水面漁業の振興についても水産試験場の職員もおいでになって一緒にお話をさせていただきましたけれども、やはり内水面のそうしたことについてはですね今後非常に重要というふうに国としてあるいは道としても考えているというお話でありますからこれら連携をしながらですね、やはりある意味食糧の食糧確保漁業の振興というところにも結びついていくのかなというふうに考えているところであります。内地圏ではね、既にサケだとかマグロ等々についてはもう陸でどんどん生産しているんですね、北海道はまだまだでありますけれども、水産試験場では今、サケ、マスこれについては真剣になって取り組んでいると、その延長上にですね私はこうしたチョウザメ等々のふ化事業、養殖事業ということも十分視野に入れていく必要があると。そしてまた国もそのことについては支援をしていくというお話でありますから、ご理解をいただければというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

○議長（埴淵賢治）

それではここで報告をいたします。吉田稔議員から途中退席する旨の届出がありました。以上で報告を終わります。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。再開は11時10分とします。

休憩 10時54分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程7 議案第55号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（埴淵賢治）

日程7、議案第55号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第55号は、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算第2号となるものです。平成29年度国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ559万7千円を追加しまして、総額を9億6,386万円とするものであります。補正予算の内容につきましては歳出26ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で4万2千円、負担金で自治体情報システム協議会へ37万8千円のそれぞれ追加、保検給付

費、高額療養費、退職被保険者等高額療養費の負担金で50万円の追加、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費で未受診者対策といたしまして需用費、消耗品費で16万5千円、役務費で12万円、委託料で327万3千円のそれぞれ追加、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で過年度分療養給付費返還金で111万9千円の追加であります。次に歳入24ページとなります。国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で特定健診未受診者対策分といたしまして355万8千円の追加、款項目、療養給付費交付金の現年度分で50万円の追加、款項目、前期高齢者交付金の前期高齢者交付金で111万9千円の追加、道支出金、道補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で4万2千円の追加、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で37万8千円の追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第55号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手9名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程8 議案第56号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
について

○議長（埴淵賢治）

次に日程8、議案第56号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第56号は、平成29年度簡易水道特別会計補正予算第2号となるものです。平成29年度簡易水道特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ793万円を追加しまして、総額を1億7,875万2千円とするものであります。補正予算の内容につきましては歳出34ページよりご説明いたします。事業費、水道施設費、施設管理費の工事請負費で上幌内分譲地及び上然別地区配水給水管増設で合計793万円の追加であります。次に歳入前ページとなります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で793万円の追加となります。以上、簡易水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第56号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第57号 平成29年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第57号、平成29年度鹿追町下水道特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第57号は、平成29年度下水道特別会計補正予算第2号となるものです。平成2

9年度下水道特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ154万2千円を追加しまして、総額を3億6,979万2千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出41ページよりご説明いたします。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の需用費、修繕料で鹿追町浄化センター汚泥ポンプ修理外で154万2千円の追加であります。次に歳入前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で154万2千円の追加であります。以上、下水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第57号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第58号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第58号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第58号は、平成29年度介護保険特別会計補正予算第2号となるものです。平成29年度介護保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして、

第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ303万2千円を追加しまして、総額を4億7,390万6千円とするものであります。補正予算の内容につきましては歳出48ページよりご説明いたします。総務費、徴収費、賦課徴収費の需用費、印刷製本費で4千円の追加、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で過年度分国庫支出金等返還金で302万8千円の追加であります。次に歳入前ページからご説明いたします。繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で297万円の追加、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援の現年度分で5万8千円の追加、その他一般会計繰入金の事務費繰入金で4千円の追加であります。以上、介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第58号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程12 議案第60号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更
について

日程13 議案第61号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第59号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、日程1

2、議案第60号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程1
3、議案第61号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件については
関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと
思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第59号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第60号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第61号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について関連がありますので一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げます。西胆振消防組合が火葬場に関する事務の追加によりまして、平成29年6月1日付けで西胆振行政事務組合に、また江差町ほか2町が学校給食組合を構成する厚沢部町が平成29年7月31日付けで脱退するため、8月1日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合にそれぞれ名称を変更するため、規約の一部を変更を行うものであります。はじめに議案第59号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について変更内容をご説明いたします。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するといたしまして、別表（2）は規約第3条に定めます組合を構成する地方公共団体の規定であり、一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、同表胆振管内の項中「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」にそれぞれ改めるものであります。附則につきましては施行期日の規定であり、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

次に議案第60号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明いたします。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するといたしまして、別表第1は規約第3条に定めます組織の規定であり、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」にそれぞれ改めるものであります。附則につきましては施行期日の規定であり、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

次に議案第61号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更するといたしまして、別表第1は規約第2条に定めます組合を組織する地方公共団体、別表第2は第3条に定めます組合の共同処理をする事務の規定であり「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」にそれぞれ改めるものであります。附則につきましては、施行期日の規定であり、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上、議案第59号から議案第61号まで一括でご説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第59号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第62号 瓜幕バイオ余剰熱利用ハウス野菜栽培施設建設工事
請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程14、議案第62号、瓜幕バイオ余剰熱利用ハウス野菜栽培施設建設工事請負契約についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第62号は、瓜幕バイオ余剰熱利用ハウス野菜栽培施設建設工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は瓜幕バイオ余剰熱利用ハウス野菜栽培施設建設工事であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は千葉組・菊池組経常建設共同企業体、萩原・窪田経常建設共同企業体、ネクサス・ナリタック経常建設共同企業体、株式会社佐藤工務店、川田工業株式会社、宮坂建設株式会社、岡田建設株式会社、以上7社を指名し、8月29日に入札しました結果、入札金額を1億6,610万4千円といたしますネクサス・ナリタック経常建設共同企業体、代表者、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス、代表取締役、曾根啓介氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。なお落札率は97.7%であります。以上、瓜幕バイオ余剰熱利用ハウス野菜栽培施設建設工事請負契約についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

国の支援をいただきまして252坪という大きなビニールハウスができるわけになったわけですが、今回施設ができますよということで契約されたわけですが、事業年度が30年3月30日というふうになってるわけですが、この年度内においてどこまでの事業か具体的に栽培方法等含めて進むのかということをお示しいたきたい。それと30年以降ですね、来年に向けてどのような考え方があるのかということと、もう1点、あの技術指導者を入れて実際の栽培を進めたいという考え方があるわけですが、その進捗状況、3点。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

お答えいたします。1点目の工期が30年3月30日ということで今契約をする予定でございます。これにつきましては施設の建設だけではなく実際にその施設がですね、施設を使って栽培をできるかということも検証と言いますか、それも含めまして契約の中に入れているということでございます。作物につきましては、先日の全員協議会でも示した案、プラスいろんな面ですね、茎的な例えばあの中にはピーマンとか部分が入ってなかったんですけども、そういう葉っぱ、葉っぱと言ったらおかしいですね。葉物だけではなく茎関係の部分も一応できるということを証明していただくためにそれについてもやっていただくと。具体的な品種についてはこれから考えていきたいなというふうに思っております。それから30年以降につきましては、その今回の建設によっていろんな物ができるといことが明らかになりましたら、今後町内で例えば給食で使う分だとか、それから道の駅で売れる部分、それから業者の方で市場の調査等々も行なっていきながらですね、農協さんも含めまして調査をしていきながら、どのような作物がニーズとしてあるか、その辺も調査をしていきたいなというふうに考えているところでございます。3番目の指導者の関係でございます。現在、地域おこし協力隊ということで募集をかけてやっているところなんですけど、なかなか今のところ集まっていないということで条件も緩和しながらですね募集をかけると同時に、あと来年につきましては指導っていうんですか、コンサル料を払いながらですね指導を受けていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

いよいよ具体的に進むというふうになってきているわけですけども、今回のハウスだけというか、それ以上の余剰熱が出てくるという予定でございますけれども、将来については今後この試験的なハウスを造った後、いろいろ作物栽培してみてもまた考えるというお話でございますけれども、町長として町としてのこの熱利用の野菜栽培ということ将来できうるならば民間に移行していきながら町内の雇用拡大ということも以前からお話いただいているわけですけども、ここでもう1回町長の方からお示しをしていただければとい

うふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

お答えをさせていただきますけれども、今、今回契約をして具体的にですねしっかりと水耕というか、あそこを中心とした栽培が始まるわけでありましてけれども、私同じ施設をですねどんどん造っていくことがいいのか。そのこともですね併せて今後考える必要がある。熱はご案内のようにですねリサーチなどしてバイオガスリサーチで7棟、8棟くらいの施設を造るだけの熱量はあるという数字が出ておりますし、それから各作物等々についてもですねこれを栽培すればこれぐらいのという数字も一応調査の見解については出されているわけでありまして。それに関連して今回の研究棟の設置をし状況を見て今後検討をしていきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにしてもあの今後、数はですね、やはり増やしていくという考え方であります。そこでこの民間に移行する場合ですね、やはり施設投資についてはどういう方法でやっていくのかということになるわけでありまして、今チョウザメもそうですけれども、現在はやはり民間等に即移行していくということにはなっていない。これはですね、いわゆる補助金を導入し町費を投入してやっている施設だけにですね、民間に対してどのような移行の仕方があるのかということも考えなければいけないということで、今後ですねこれについては雇用だとかそういうものについての方向性というのは出せますけれども、即民間で受け入れてくれる状況かどうかということも考えながらですねやっっていかなければならないのではないかとこのように考えているところであります。明確な答えにはならないかというふうには思っておりますけれども、そういういろんな問題をですね抱えている中での今の民間移行ということになろうかというふうに思っています。ということはやはり民間で行うということになれば当然これによって利益を生まなければならないということになるわけでありまして。そうした事も十分考えながら、そして施設投資することになれば当然民間であれば自力でやっていただくというようなこと、あるいは民間で行う場合でも国の補助金が得られるかによってですね、町は地熱の、地熱じゃなくてバイオガスでの余剰熱のエネルギー供給ということになっていこうかというふうに考えております。ですからその辺をですね今後どういう状況になるかこの研究棟の結果を待っていたんでは私は遅くなるというふうに思っているのですが、やはり同時スタートで今検討に入ろうというふうに考えているところであり

ます。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立9名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

-
- | | | |
|------|-------|-----------------------------------|
| 日程15 | 認定第1号 | 平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程16 | 認定第2号 | 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程17 | 認定第3号 | 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程18 | 認定第4号 | 平成28年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程19 | 認定第5号 | 平成28年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程20 | 認定第6号 | 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程21 | 認定第7号 | 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について |

○議長（埴淵賢治）

日程15、認定第1号、平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程

16、認定第2号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程17、認定第3号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程18、認定第4号、平成28年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程19、認定第5号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程20、認定第6号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程21、認定第7号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、以上7件、関連がありますので一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

認定第1号から認定第7号は、平成28年度鹿追町一般会計、6特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算、6特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。認定を付議します7会計のうち、病院会計を除きます6会計の決算概要について、各会計歳入歳出決算書の各会計別決算書総括表によってご説明を申し上げます。なお、平成28年度一般会計等の財政健全化判断の4比率につきまして、実質赤字比率がマイナス10.1%、連結実質赤字比率がマイナス18.5%、将来負担比率がマイナス19.2%であります。実質公債費比率につきましては3年平均で7.6%となり、財政健全性は健全性を維持しているというふうに判断をしているところであります。それでは、各会計の決算概要をご説明いたします。決算書の1ページをお開き願いたいと思います。一般会計より申し上げます。歳入歳出予算額94億9,984万9千円に対しまして、歳入決算額91億6,073万1,155円、歳出決算額87億5,774万3,835円であり、形式収支で4億298万7,320円の決算剰余であります。これより翌年度繰越財源として、繰越明許費の一般財源4,103万7千円を控除いたしました3億6,195万320円が実質収支の決算剰余となりましたので、決算認定を賜りましたならば、地方財政法第7条第1項及び鹿追町減債基金条例第2条の規定によりまして1億8,100万円を減債基金に積み立てし、残額の1億895万320円を純繰越金としたいとするものであります。次に特別会計の国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出予算9億572万9千円に対しまして、歳入決算額8億8,828万3,367円、歳出決算額8億8,707万2,282円であり、形式収支並びに実質収支は121万1,085円の決算剰余であります。簡易

水道特別会計は、歳入歳出予算額2億5,411万円に対しまして、歳入決算額2億5,488万653円、歳出決算額2億5,179万8,207円で、形式収支並びに実質収支は308万2,446円の決算剰余であります。下水道特別会計は、歳入歳出予算3億543万8千円に対しまして、歳入決算額3億399万5,990円、歳出決算額3億107万7,165円で、形式収支並びに実質収支は291万8,825円の決算剰余であります。介護保険特別会計は、歳入歳出予算5億420万6千円に対しまして、歳入決算額4億9,519万2,914円、歳出決算額4億9,512万7,467円で、形式収支並びに実質収支は6万5,447円の決算剰余であります。後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算額7,859万6千円に対しまして、歳入決算額7,676万4,207円、歳出決算額7,602万5,856円で、形式収支並びに実質収支は73万8,351円の決算剰余であります。次に、国民健康保険病院事業会計決算についてご説明を申し上げます。病院の決算書の1ページをご覧いただきたいと思ひます。決算額の区分毎に2段で数字が表記されておりますが、下段の消費税を含んだ額で説明させていただきます。収益的収入及び支出につきましては、収入支出予算額7億4,176万5千円に対しまして、収入決算額7億4,982万4,740円、支出決算額7億787万3,589円であり、差し引き4,195万1,151円が税込決算の形式的利益となりまして、これに薬品購入の際の消費税1,141万6,491円及び資本的支出分の消費税32万7,222円の合計1,174万3,713円を差し引いた3,020万7,438円が当年度純利益となります。次に2ページをご覧いただきたいと思ひます。資本的収入及び支出であります。収入予算額4,150万3千円に対しまして、収入決算額4,150万2,316円、支出予算額4,403万円に対しまして、支出決算額4,402万8,816円でありまして、差し引き不足の252万6,500円につきましては、まず過年度分損益勘定留保資金で219万9,278円、さらに残額の32万7,222円は、当年度分消費税及び地方消費税を補填しております。なお、7特別会計の決算資料につきましては後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。以上、認定第1号から認定第7号の平成28年度一般会計、6特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。ご審議の上、認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案については、議長及び議会選出の監査委員を除く9人の委員で構成する平成28年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにし

たいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案については平成28年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。地方自治法第98条第1項に基づく検閲、検査権について平成28年度各会計決算審査特別委員会に委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。地方自治法第98条第1項に基づく検閲、検査権について平成28年度各会計決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時とします。

休憩 11時56分

再開 13時00分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の平成28年度各会計決算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。平成28年度各会計決算審査特別委員会委員長に安藤幹夫委員、副委員長には加納茂委員、以上のおり互選されましたので報告いたします。なお、平成28年度各会計決算審査特別委員会の日程が、9月19日、20日、21日の3日間として審査することが決定いたしましたので併せて報告をいたします。

日程22 議員の派遣について

○議長（埴淵賢治）

日程22、議員の派遣についてを議題とします。十勝町村議会議長会主催議員研修会への参加のため、会議規則第127条により、配布のおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。ただ今申し上げました用務で更別村に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。議員の派遣については原案のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

散会 13時02分

平成29年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成29年 9月12日(火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

1番 山口 優子 議員

3番 畑 久雄 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子 議員

2番 武藤 敦則 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

5番 加納 茂 議員

6番 上嶋 和志 議員

7番 川染 洋 議員

8番 狩野 正雄 議員

9番 吉田 稔 議員

10番 安藤 幹夫 議員

11番 埴渕 賢治 議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 菊池 輝夫

教育委員会教育長 大井 和行

代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長 喜井 知己

企画財政課長	渡辺雅人
町民課長	島かおる
農業振興課長	菅原義正
建設水道課長	櫻庭力
商工観光課長	黒井敦志
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	津田祐治
病院事務長	菊池光浩
子育てスマイル課長	松井裕二
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課長補佐兼財政係長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成29年 9月12日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

日程1 一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので通告に従い、一般質問を行います。標題は、災害への緊急対策の必要性についてであります。要旨を述べます。昨年は、四つの台風が連続して北海道を襲い十勝管内に大きな被害をもたらした。本町においても畑の冠水などにより収穫の遅れや収穫を断念したり、河川の氾濫等で道路や橋、ふ化施設などに大きな被害がありました。今年も集中豪雨や台風で河川の氾濫、土砂崩れ等の災害の被害状況が報道されています。本町を流れる然別川は十勝川の支流であり、河川の管理は国土交通省や道が担っていますが、砂防ダムの管理や河川改修の計画について、対策の現状と減災や備災という視点から質問いたします。1、かんの温泉への道道然別峡線は復旧いたしましたが、第一発電所の先にあるシイシカリベツ川第2号砂防ダムは、土砂の堆積により天端まで完全にうずまっています。今後の大水等で流木や土石が流出し、下流にある発電所などに影響を及ぼす恐れはないか、砂防ダムにたまった土砂や流木の撤去などしゅんせつ工事的必要性について、河川管理者はどのように考えているか。2、過去の大水害（56水害）による然別川の河川改修工事から30年以上経過しております。河川の形状が変化し直線化や川底が浅くなっております。全体的に川底を下げるなどの改修工事的必要性は。3、河畔に繁茂している柳などの雑木が流木となり、洪水被害の原因になると言われています。雑木の除去の取り組み状況。4、旧紅葉橋は廃止された後、昨年の大水で落橋しておりますが、今後の大雨等で崩壊や流出によって新たな河川の障害物となる恐れはないか。今後、橋を解体撤去を行う場合、国からの補助制度はあるのか。以上です。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

お答えをいたします。狩野議員からは「災害への緊急対策の必要性」について、4点に

わたり質問をいただきましたので答弁をさせていただきます。今回の質問のうち1点目から3点目については河川管理者である北海道の考え方を伺っておりますので、それらの回答に基づいてお答えをさせていただきます。まず1点目の「シイシカリベツ川の2号砂防ダムは土砂が天端まで埋まっており、今後の大雨時に下流にある施設等に影響を及ぼす恐れがあると思われるので、土砂や流木の撤去などしゅんせつ工事の必要性があるのではないか」というご質問であります。シイシカリベツ川2号砂防ダムにたまった土砂や流木の撤去などのしゅんせつ工事の必要性についてであります。ダムは現在、水通し天端より約50cm下がった高さまでの堆砂であり、これにより、上流域の溪床の侵食防止や山脚が固定された山腹の崩壊防止などのたまっていることによって効果が発揮をされるという見解が示されております。河道の流砂を調節するいわゆる目的が果たされているという回答でありました。このことから、現段階で土砂の撤去をするのはむしろ災害を増幅しかねないということから、パトロールなどにより、堆砂状況を把握し、施設の適切な維持管理に取り組むとの方針が示されております。町としてこれらの回答に基づいてさらにお願いをすべきものがあればしていきたいというふうに考えております。また、上流の3号ダムにある流木止めに捕捉されている流木については、除去を行うという回答をいただいております。2点目の「56災害から30年以上経過をしている。河川の形状が変化をし、全体的に川底を下げるなどの改修工事の必要性」についてであります。北海道では、河川維持管理者について、実施計画を定めた上で、浸水被害の恐れのある箇所早期解消や段階的な流下能力の確保を行うなど、効果的、効率的な維持管理に取り組むとしており、現在も各所に災害によってそうした状況にあるところについては、随時進めているということであり、一層これらについては、加速化を図りながら実施をしていきたいというお話でありました。これについても町としてはスピーディな実施をさらにお願いをしていくという考え方でありました。3点目の「河畔に繁茂している雑木が洪水被害の原因になると言われておりますけれども、雑木除去の取り組み状況」についてお答えをいたします。河畔に繁茂している柳などの雑木についても、前段の答弁と同様に道が定める河川ごとの伐採計画に基づき、効果的、効率的な維持管理に取り組むとしており、然別川におきましても順次作業が進められているということでありました。また、当町での取り組みとして、平成16年から平成20年までの5年間において、道の補助を受け河川環境整備事業を実施をした経緯がございます。この事業は遊歩道沿いの雑木処理を民間の団体が行うというものでありましたが、団体等の高齢化によりまして、現在はそれができないということ

から今行なっていないわけでありましてけれども、今後団体としてもですねさらなるそうしたことに対する奉仕的な活動ができるかどうかについて、町としてはその状況を把握をした上で、必要に応じて北海道に対してそれらの意思表示をしていきたい。そして自らがですねできるような方向を求めていきたいというふうに考えております。4点目の「旧紅葉橋に関しての今後崩壊の恐れと、解体撤去という場合の補助制度」についてでありますけれども、この橋については、ご案内のように平成5年4月1日から国道274号に昇格をしたのを契機にしていわゆる国の、北海道の道路から国に移管をされ、その後本町の管理下ということで、町に対してその権限が移ってきているわけでありまして。平成10年の3月6日に路線認定をされて、これは今現在は町道ということになっているわけでありまして。そうしたことから、ご案内のように昨年の風水害によって落橋というか、完全ではありませんけれどもそうした状況にあるということはお質問のとおりでございますので、これについては、河川の管理はあくまでも道でありますからそうしたことも含めて、上部機関と今後のあり方について協議をしていく必要があるだろうというふうに考えております。仮に本町が責任を持ってこれを撤去するということになれば、おおよそ1億円相当の事業費になるだろうというふうに考えております。その前に国土交通省の社会資本整備総合交付金の事業がですね、あるいは使えるのではないかとということでありましてけれども、この場合、補助率としては50%でありますから、残部については町が起債等を利用しながら負っていくということになるかというふうに思っているところであります。いずれにしても、この問題等については今の状況を把握をした上で、判断をしっかりとしていく必要があるだろうというふうに考えているところであります。以上、申し上げまして答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員、再質問ありますか。どうぞ。

○8番（狩野正雄）

順次、質問させていただきます。この1番の砂防ダムですけれども、現場に行ってみてまいりました。完成がですね昭和63年11月でございます。高さが13メートル、長さが143メートル。非常に大きなもの。貯砂量が37万立方メートルですね。30年間で37万立方メートルたまったということです。非常にこの37万立方メートルの土砂をこのシイシカリベツ川の第2砂防ダムは止めたということはね、素晴らしい効果があったというふうに思うんですね。昨年までは台風の前はですけれども、まだ水がありましてね。

ザーっと湖みたいになちよっと池みたいな状態だった。それが今年、然別峡のかんの温泉が開通した後、見に行ったら驚きました。全部埋まっているんです。あれもう非常にね、図つたように平らに埋まっているんですね。この砂防ダムというのは砂防地域に指定されているこの地域から非常にこの土砂の流出が非常に多いということをもまず認識して、職員の方はそういうことは全部知っているとは思いますが、30年間でこれだけの量をためるといのはね、全国でも珍しいんじゃないかなというふうに思っています。今年、そういうことをテーマにですね、実は6月に同僚議員と長崎県の島原半島に視察に行きました。ここは島原は、なぜ選んだかといいますとね、27年ほど前に雲仙普賢岳という火山が噴火しまして、火砕流、大火砕流があつて地元の人とかマスコミ関係者40数名が犠牲になった場所なんです。その大火砕流がどういうふうにしたのか、落ちたのかということですね、現地のジオパークとそれから防災士も兼ねたガイドさんが全部案内をしてくれました。そのガイドさんがね、その現場を水無川という川なんですけれどもね、長大な砂防ダムをですね、そこにうずまった土砂をですね、国土交通省九州整備局ですか。全部取り除いているんです。27年間かかってもまだまだあと何年間かかるか分からない。でも常にそういう危険性を取り除くために備災という考え方がこれから重要なんだと。災害に備える。備災ということをやっぱり念頭においてこれからの防災対策というのは考えなければならないだということを言われました。どうしてやるんですかと言ったら、そのダムの下流にはですね、豊かな田んぼとか畑とかありまして、さらに国道を越えたところには島原市だとか雲仙市の市街地が広がっていて、そこにドーンと流れるとね、大変な被害になる。だからこの防災に備えるためにはその水無川の土砂をね、取り除く、そういう努力がね、常に続けているんだと、そのとき感動しましたね。その土砂を取り除くために九州整備局はね、新しい技術を持っているんです。というのはね、ビルの3階建ての上から無人で動く遠隔操作の重機を使って土砂を取り除いているんです。あれぜひね、ああいう現場をね、見て新しい技術をそういうところで生まれているんで実践されているんだということをね、やっぱり見る価値がありました。このシイシカリベツ川の第2砂防ダムの下に、すぐ下に第一発電所があります。この発電所から出た水とこの然別川の本流の水は導水管で水採りが違ってね、第二発電所に行っているんです。然別の第二発電所。そして第二発電所で発電した水は、十勝川本流、岩松に行っているんです。全部岩松に行っているんです。水が。その水が然別川に普段は流れてこないんです。水が大体少ないと思うのはもう第一発電所、全部そっちの本流の方へ送っているというね、そういう構造になっているんですよね。それはもう戦前から

の本当にすごい知恵で、導水管で向こうに送っている。やっぱりそういうですね水の動きというのをやっぱり町民にも知らしていく必要があるんじゃないか。それからやっぱりさっきの話でありましたようにね、長持ちさせるためにはね、やっぱりメンテナンス、つまりしゅんせつ工事とかねそういうことはやっぱり必要だと私は感じるんですね。今の状態どうなっているかというね、草が青く生えてきているんですよ。草が青く生えているということですね、柳だとか榛の木だとかどんどんどん育つんです。乾燥化して栄養たっぷりな土地ですからね。どんどんどん伸びるんです。そしたら10年後になったらこんなに大木になってね、さらに危険性が増すんです。だから今やるとね、お金も掛からないしね、安全に作業もするし仕事もしやすい。何かあってからやりましょうじゃあなくてね、やっぱり備災という考え方をね本当にやる必要があるんじゃないかと。費用の負担を考えたらですね、河川を管理する国、道の姿勢というものをね、やっぱり河川の通っている町としてそういうことを訴えていく。現状はねこうなっているんだということをね真剣に言っていく必要があるんじゃないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

おっしゃることは、私はそのとおりでなと、備えあれば憂いなし。常にそうしたものがですね何のためにできたのかということを見ると正常な形で維持管理をされることが一番いいんだろうというふうに思います。しかしあの自然相手でありますから。こう言うとおまえは鹿追町長じゃないんじゃないかと言われるからあれだけども、やはり台風というのは本町だけでなく、各所河川全てにそういう影響があるんですね。そうすると私はこのことについてはそういう状況であるということはこれからも伝えていきますし、そうあるべきだという話もしていこうというふうに考えておりますけれども、もう一つね、私としては大事なことは、やはり災害がどういうことで近年頻繁に起きるのかということを経験的に考えてそれに対する対応というものが必要ではないか。それでなければこの自然相手の私は災害がどんどん起きてくるだろうと。そして場所もですね特定をされない状況でくるのではないかとこのように考えておりますから。そういう意味では本町は、環境のまちづくり、CO₂の削減等々でそれが全てではないと思いますけれども、そうした私どもの生活そのもの、そういうこともね考慮した上での私は災害防止に少しでも寄与のできるまちづくりをしていきたいというふうに考えておりますので、おっしゃることはよく分

かりますけれども、共にですねそういうことについても考えていきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員。

○8番（狩野正雄）

はい。次、2番、3番に移りますが、北海道新聞にこういう記事がありました。災害マニュアル作りということにして、鹿追はですね16年3月に災害対応に向けた取り組みを改定してるんだということでもあります。そこでですね、災害時にドローンという活用する動きが出てきたとありました。本町ではですね昨年2台のドローンを装備しました。先日の作況調査でも熊に遭った被害の状況、上からですね、ドローンで撮影したものをを見せていただいた。非常にこのドローンという機材というか機械はうまく活用すれば防災にも役立つなというふうに活用を持っているわけですが、今後ですねそういったドローンなんかでですね、例えば今の繁茂している木の状況、上から撮ってどこにどういう木が、どれだけうずまっているとか、それからドローンを使ってですね、今の現状を川の流れはどうなのかということ。平時のときというか、平静時というか、今の状態をまずチェックしておく。記録しておく。そして一旦、大水が出たときにね、さらにドローンを飛ばしてどう変化したのか。どこに危険性が潜むのかとか、そういうことの判断をですねドローンを使った積極的なですね事例をぜひ作ってほしいなというふうに期待をしているわけですが、そういう活用はですね考えているのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

それはあの当然考えておりますし、昨年のね災害の折にも空中からの撮影、可能な限り進めております。ただね、ドローンは飛行する場合、何百メートル以上はだめよということになっているものですから、おっしゃられるような広範なものということになれば非常に時間が掛かる作業でありますから、その場合はね、やっぱり私はそれを管理をする側がねしっかりした予算を持って航空測量等、撮影等々行うべきというふうに考えておりますから、町村で対応できる分はやってまいりますけれども、その辺の区分をしながら対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

狩野議員。

○8番（狩野正雄）

次、ぜひそういったことで活用をお願いします。次、4番目の紅葉橋の問題でありますけれども、町民からもですね時々あの橋大丈夫なのかとか、よく聞かれるわけです。見たら非常にああいう状態はやっぱり何か不安をかき立てているというようにも思うんですね。ですから何かの対応をしないといけないというふうにも思うわけですが、こういう橋とかですね道路、国土強靱化とかですかね、国土なんですか、長寿命化、そういう政策で今動いております。だけど肝心の物はですね、今あるやつはきちっと強靱化とか長寿命化のために点検したりするわけですが、じゃあ寿命がきちゃって廃止されたものがそのままいいのかということ。だからやっぱりね住民の人も思うに不安になるっていうか。あのままだもし流れたときにどうするんだと。確かにそうなんです。今ああいうふうに架かっている状態だとね、工事もね非常に安く済むんです。なぜかって足場がきちんとしているしねクレーンでつって除去できたりしたら町長が言うように1億円なんて掛かりっこないんですよ。本当かどうか分かりませんが、私は請け負いではないから分かりませんが、だけれどもそういうね今の状態だと安くできるはずなんです。これで流れちゃってね、とんでもないところに行っちゃたら道路はない。撤去するためには技術的にも非常に難しくなるんです。だから今の状態で作業するならね。ベターだと思います。国道というのは私も非常に矛盾を感じるんですけど、新しい道路ができたなら平気で国は古いのを何ていうかな、スクラップアンドビルドでないですけど、スクラップしちゃうんですね。だから国道が新しく付け替わった。それでもってあの旧紅葉橋だけじゃなくて、その先ですねハギノ川に架かった旧ハギ橋もね、そのまま捨てられているんですよ。じゃああのハギ橋はまだあの状態だから大丈夫かと言えば大丈夫かもしれないけれども、そういう国の法律でですね古い物はそのままにしておいていいという、何かそういう法律の根拠があるんですかね。だけどむしろこの8月16日の記事で北海道新聞で他にもね、道内これ鹿追入ってないんですけど、緊急対策が必要だという記事読みました。4所6カ所で鉄橋を架け替え補修が決まらず通行止めのまま放置されている。釧路それから後志、ニセコ、木古内。幸いにも鹿追は入ってないんです。だけど、どこの町でもね、やっぱり老朽化しちゃって使い物にならなくなったら、何か草に早く覆われて木がボンボン生えて目立たないようになればいいなと考えているのかもしれない。だけど見えるところにあるんですね。だからちゃんとそういう見えるところのやつはね、やっぱり対応

すべきじゃないのかという、放置してもいいという法律があるならそれはおかしい話。確かにねあの糠平湖に架かっているタウシュベツ橋りょうとかねアーチ橋、あれはね北海道産業遺産になってますよ。でもあそこの紅葉橋はね、あれは産業遺産になれません。だからなれないものをね、どうそういうことにして処理していくか。対応していくか。これはね、これからのスクラップアンドビルドでないですけどもね、どう対応すべきかというのはね、大きな課題になってですね、こういった問題で通行止めでお金もなくて困っているんだって、そういう町がやっぱりあるんだということをね、一緒になってですね国に要求する方法、ないんでしょうか。そのいかがでしょうか。

○議長（埴渕賢治）

櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

ただ今の狩野議員さんの質問にお答えします。この橋の問題に関しましては、現在橋りょう長寿命化という事業やってますけれども、これはあくまでも橋を補修して延命をさせるということの事業でございます。紅葉橋のようなああいう古い橋に関しては、今後は今まではですね橋を造ることが主でしたんですけども、今後におきましては非常にそういう古い橋が増えてきますので解体ということも含めてですね、考えていかなきゃならないかなど。これはあのうちの町だけでなく他の町でも非常に今問題になっているところで、確かに先ほど言いました、国道がルートが変われば残った橋をどうするんだと。その当時ですね、紅葉橋で言えば当時あの国道にですね移管になったときにね、町としてはあそこは使っていたというか、今後まあ使うということでそのまま引き受けたんですけども、こうなりますとちょっと非常に重荷かなと思うんですけども、補助事業はあるんですけども、そこをどう生かしていくかという、現在かなり通行上非常に見にくい部分でありますので、お金も掛かることなんで単純にそれを、はい、わかりました。ということにもなりません。河川ですね、道の方とも協議して何かいい方法はないかということなんですけれども、最終的には管理者がやらなきゃならないということになりますので、その辺はどうしていくか。そこに限らず今後もそういうことができてきますので、道、国に対してもそういった形で何かいい方法というかですね、補助事業もなかなか今国でやりなさいというわりには補助事業が付きにくい状況になっています。橋も長寿命化すれよ、すれよと言って調査とかいろいろ出しましてあげてもなかなか付かないということが現状なので、本当に国としてどう考えるか。そういう古い橋を含めて今後もうどういう形が一番良

いかということも併せまして要望をしていきたいなというふうには思っています。以上で
ございます。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。狩野議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひですね、あのそういった問題を抱えている町ともね、連携するなり意見交換して国
に要求するなら要求したり、町民の安全とかですね、通行の妨げになる。また洪水の発生
のポテンシャルになるもの、そういうものをやっぱり考えて、どう対応すべきかというこ
とを考えていくべきじゃないかと。それから3番にちょっと触れるの忘れたんですけど
も、非常にこの河川敷、本当に素晴らしい桜並木ができあがっております。ゆうほ村の皆
さんが本当にがんばっているわけですし、そういう努力がね今報われているんですけど
も、それで前の木とか何かをね除去するとか、年1回とかそういう、今あの道路クリーン
ボランティアというのをやっていますけれどもね。リバークリーンボランティアみたいなね、
こういうイベントをこう組んでですね、ゆうほ村の人たちと一緒に、何かこう桜並
木を維持するようなね。そうするとそういうところに歩くことによって自分たちの身近な
河川、それから土手の維持とか、そういう川の景観の守るとか、そういうことにつながっ
ていくというようにも思いますんでね、そういうイベントの考えをぜひ取り組んでいただ
けるようお願いして終わります。

○議長（埴淵賢治）

答弁は、よろしいですか。

○8番（狩野正雄）

答弁、お願いします。決意だけ。

○議長（埴淵賢治）

決意だけ、よろしいですね。狩野議員、答弁よろしいですか。

○8番（狩野正雄）

ちょっと触れてください。

○議長（埴淵賢治）

櫻庭建設水道課長。

○建設水道課長（櫻庭力）

はい。ただ今のご質問についてお答えします。桜並木、確かに春きれいなんですけど

も、この距離が非常に長いということと、ゆうほ村高齢化もしているということでそこ自体では無理だと思いますので、そういった関係機関というのですかね、関係団体とですね協議して、どこまでできるかというのを含めまして、何年計画か分からないですけども、少しずつやっていければいいなというふうには思っていますので、その辺はちょっと検討させていただきたいなというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（埴淵賢治）

はい。これで狩野正雄議員の質問を終わります。次に1番、山口優子議員。

○議長（埴淵賢治）

次に1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。女性活躍推進法の特定事業主行動計画ならびに数値目標達成のための具体的な取り組みはということで町長にお伺いいたします。社会のあらゆる分野において、男性も女性もその個性と能力が十分に発揮され、男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会づくりを目指すとして、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」が施行されました。この法律に基づき鹿追町役場でも行動計画が策定され、平成28年5月17日に「特定事業主行動計画」ならびに「数値目標」が公表されました。平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間で、管理的地位にある職員に占める女性割合を、国の目標と同じ30%に、また、制度が利用できる男性職員の配偶者出産休暇取得率、育児参加のための休暇取得率を100%にという数値目標を掲げています。そこで今後の取り組みについてお伺いします。この数値目標、その他の目標の達成に向け、どのような取り組み、または新たな事業などを計画されていますか。具体的な内容と実施の時期は。また、これらの計画は鹿追町役場に勤務する正職員が対象かと思いますが、有期契約職員、臨時職員についてはどのようにお考えですか。平成29年1月1日に施行された「改正育児・介護休業法」においては、有期契約労働者も育児休業や介護休業をすることができるようになっています。鹿追町役場にも1号臨時職員、2号臨時職員等としてたくさんの女性職員が働いています。出産後も働きたい女性の多様な選択に応じた支援や、男性の育児参加意識の改革などの推進が必要だと思います。何年も経験を積

んだ人材である臨時職員が出産や育児、介護などを理由に離職してしまうことは、鹿追町役場にとっても不利益であると思います。「女性活躍推進法」の理念は、全ての女性が輝く社会の実現です。女性が生きがいを持ち活躍することを、豊かな暮らしやすい地域社会づくりにつなげていくことができるような取り組みが求められています。正職員はもちろん、有期契約の臨時職員等についても、育児・介護休業等における規定の整備、仕事と家庭の両立支援や、結婚、出産、育児、介護などのライフステージに応じた支援等のより一層の取り組みを推進していただくことを希望いたします。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からは、「女性活躍推進法の特定事業主行動計画ならびに数値目標達成のための具体的な取り組みは」と題しまして質問いただきましたので答弁を申し上げます。最初のご質問である「特定事業主行動計画における数値目標、その他目標達成に向け、どのような取り組み、または、新たな事業などを計画されているか。具体的な内容と実施の時期は」ということではありますが、お答えを申し上げたいと思います。本町の特定事業主行動計画の目標数値達成に向けた取り組みの主なものは一つとして、職員採用においては、性別に関わりなく能力や適正を評価し、優秀な人材確保に努めているところであります。二つ目として、全ての職員が最大限能力を發揮できるよう、適材適所の人事配置を基本とし、各種研修等への女性職員の積極的参加に取り組み、意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に推進をしております。三つ目として、出産に関わる男女職員に対して、各種支援制度（配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の利用促進・助言に努めているところであります。これらのことを基本として人事配置をはじめ、さまざまな場面での女性職員の積極的な登用に配慮をして進めているところでございます。また、職員の出産、育児等にかかわる休暇、支援制度については、福利厚生担当者が職員からの相談に応じ、必要な助言を行っておりますが、今後さらに各種制度の周知を図るとともに、子育て中の職員が休暇等を取得しやすい雰囲気づくりを各課長が中心となって進めてまいりたいと考えております。一方、職場内では依然として男性中心の意識が根強いと感じておりますけれども、今後も女性躍進に係る職員向けの研修会開催などを検討してまいりたいと考えております。次に「有期契約職員、臨時職員に対する対応」についてお答えをいたします。民間の非正規労働者に係る育児・介護に関する法整備につきましては、議員発言のとおり

本年1月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴いまして、一定の制約のもと、有期契約職員に係る育児休業・介護休業が可能となったところであります。一方、地方公務員の育児休業につきましては「地方公務員の育児休業に関する法律」が根拠となっております、同法第2条において育児休業の対象とならない職員を定めており、この内容は職員の育児短時間勤務等に伴って任用される短時間勤務職員、イとして、臨時的任用職員、三つ目に、その他任用状況が短期的でないあるいは臨時に類する職員として条例で定めている職員とされております。本町の「1号臨時職員・2号臨時職員」につきましては、その任用形態が地方公務員法上若干の疑義はあるとは考えておりますけれども、基本的には臨時的任用職員に当たりまして、育児休業の対象ではないものと考えているところであります。また、介護休業の取り扱いも同様となっております。体験を積んだ臨時職員が育児等を理由に離職をすることがあるとすれば残念なことでありますが、この任用形態からやむを得ない側面もあり、許される時期がきたならば、再度臨時職員としての任用のチャンスも私は与えているところであります。一方、国においては、公務員の適正確保の観点から、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要があるとして、本年5月に地方公務員法等の改正を行い、各公共団体に対して法改正の趣旨に沿って適正な制度運営を求めているところであります。新制度においては、臨時的任用の厳格化や一般職員の非常勤職員である会計年度任用職員制度の創設等が盛り込まれており、移行時期は平成32年4月となっております。本町における臨時職員の任用の実態を踏まえ、法改正の事項に限らず、さまざまな課題を整理をする必要があり、条例等の整備を含め、ある程度の時間が必要であり、一定の方向性を示せる内容のものができたならば、議会にもご相談を申し上げたいと、このように考えているところであります。以上3点についてお答えを申し上げましたけれども、私も町長として今現在長い間勤めているわけでありましてけれども、この臨時職員、1号・2号に分けておりますけれども、これらの正常のあるべき姿、これについては苦慮をしております。正直、全ての職員が正職員として任用をされなければならないという、そうした時代の流れもあるようでありまして、民間における雇用の不安定さ等々についてもいろんな国からの指導等もあるようであります。ただ、言えることは、人口数、そうしたものを基本として地方にはやはり定数というものがございますから、その中でどういふふうを考えていくべきなのか、サービスの内容を減らせばですね、職員数は当然減ります。しかし、減らせば臨時職員で対応せざるを得ない場面もたくさんあるというふう

思っております。私は基本的には人が人らしく生活ができるかどうか、その家庭の状況も見ながら任用については考えているつもりであります。ですから、今後もですね、臨時職員という身分の職員、パートという身分の職員、これ全てですね、同じ条件の同じ環境ということになれば、国の方でもですね、これらについての厳格な任用のあり方というものが出てまいりますから、これは6カ月で再任用と、1年をもって再任用しないとそういうようなことにもですね、つながりかねない問題だというふうに考えておりますので、今後、私どもとしてもしっかりとこれらを考えながら進めていきたいというふうに考えております。以上であります。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

山口議員、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（山口優子）

ご答弁ありがとうございました。町長の思いをしっかりと聞かせていただきましたけれども、まずはじめに女性活躍推進法の特定事業主の数値目標のことについてお伺いします。鹿追町役場が女性管理職について30%という高い目標を掲げているということは素晴らしいと思います。この目標を達成するという事は、なかなか容易なことではないのかなと思いますけれども、鹿追町役場が旗振り役となって、鹿追町内の他の事業所のお手本となってもらえるような形で取り組んでいただきたいと思います。ご答弁では、性別に関わり無く優秀な人材の確保に向けた取り組み、そして女性職員に対しての各種研修や意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に推進、全ての男女職員に対して各種支援制度の活用促進、助言に努めるというお話でしたけれども、この今お話いただいたことは多分今までもされていることなのかなと思います。この30%に向けての目標に近づいていくための新たな工夫、目標達成に少しでも近づけるための新たな工夫とか、町民に対する広報ですね、鹿追町役場がこういった目標を掲げているということをほとんどの町民はまだご存知ないと思いますので、町民に対する広報や呼びかけについてもどのようなことを考えているか、新たに取り組んでいくことというのをもう少し具体的にお願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

お答えをいたします。女性活躍推進に向けた取り組み、町長の方から答弁申し上げた大きく3点についてそれに基づいて取り組んでいくと。議員おっしゃるように、もちろん従

来からそういうことではありましたけれども、この法整備がされてからなお一層これに配慮して取り組んでいくということがやはり基本なのかなと思います。男女関わりなくというのが一番基本ですので、女性を特に持ち上げてというか、ちょっと表現が適切でないかもしれませんが、あくまでもやはりこういう社会では実力本位というのが基本であるというふうに思っておりますので、今まで同様な目標ではありますけれども、それをさらに配慮をして進めていくという形がやはり正しいのかなというふうに思っております。それから、この取り組みの数値目標等々については、昨年策定をして毎年前年の状況を公表するというので、これについては本年も5月頃に公表をしているところであります。確かにホームページには掲載をしておりますけれども、そのPR等々については積極的な方法でその他でやっているという状況ではございませんので、町内、そんなに大きな事業所はありませんけれども、確かに行政が旗振り役になるというのは当然必要だというふうに思っておりますので、広報等を含めたPRはしっかり今後やっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

答弁、どうぞ。

○1番（山口優子）

この女性活躍推進法は国の法律がありますので、国はもちろん、北海道また各市町村でもそれぞれ取り組んでいることとございます。男女共同参画社会推進のための各自治体の取り組み状況には、それぞれ差があるのが実情であります。先進地では、いつまでに何をやるかということをもっと深く掘り下げて策定して、そのための予算もしっかりと確保しています。例えば北海道の取り組みとしては、女性活躍支援員を配置して、相談支援体制の強化を図る。身近なロールモデル等の情報を発信し見える化を推進する。北の輝く女性応援会議の運営などを通して、女性活躍の気運の醸成と意識改革を図る。と、されております。また、十勝管内の市町村においても、男女共同参画社会推進委員を配置しているところ、講演会や研修会、ワークショップなどを開催しているところ、住民意識調査を定期的に行なっているところ、一般住民や子どもたちから男女共同参画がテーマの一行詩や川柳、標語などを募集しているところ、男女共同参画の係を設置しているところ、女性会議や女性サミットなどを開催しているところなどがあります。女性活躍推進法の理念としては、あくまでも数値目標の達成のみが目標ということではなくて、女性の活躍を推進するためのそれが男女ともに暮らしやすい地域社会をつくっていくということでの気運の醸成を図

ることが目的であると思います。効果のある施策ということを目標に、さらなる検討と協議を進めていっていただき、積極的に事業の追加実施をしていただけるように希望いたします。鹿追町でも先ほど町長もおっしゃっていましたが、男性中心の意識がまだ根強いということを町長もおっしゃっていましたが、気運の醸成や意識改革ということが課題であると私も思います。現在の広報紙での情報提供のあり方も含めて、町民が興味や関心が持てるような呼びかけの工夫や、事業の内容を考えていかないといけないと思います。鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の鹿追町人口ビジョンにおいても、40代までの若年女性の動向が人口減少を誘発する主な要因であるというふうにまとめる分析をされていまして、出産・子育てをしやすい環境づくり、多様なニーズに対応していくというふうになっていきますけれども、これらの施策を町がどういうふうな施策を行うかということを考えていく上で、女性にも施策を考えていってもらう、女性管理職を増やしていくということも欠かせないことであると思います。女性管理職の存在がお手本となるロールモデルの出現となって女性の職員のキャリアアップに対するモチベーションの源泉となって、それがひいては優秀な人材を採用していけるという可能性が高まっていくというメリットもあると思います。そのためにも現在男女共同参画については企画財政課が担当していますが、課の中に男女共同参画推進係を設置してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

いろいろとご意見をいただきました。先進地ですね、例等々も・・・いただいたところでもあります。私はね、そうしたことについては否定もしません。必要なことだなと。ではどこを優先的にやっていくのかということになるのではないかとこのように思っております。係を設置をしてですね、やる必要性がどこまでニーズとしてその組織として、あるいは社会として、あるいは鹿追の今の状況としてですね、町の状況として必要であるかどうかということになってこようというふうに思っております。因みにだんだんと女性の登用はですね、私は増えているというふうに思っています。ただ退職等々もありますから、その年によってアップダウン等々はありますけれども、例えばですね、係長相当職の人数なんかはですね、今27%までアップしておりますから、ですからそういう意味ではね、将来のさらなるステップアップ、課長補佐あるいは課長というところの人材がそうした立場で

今養成をされているというふうに考えております。人事というのは非常に難しいことでもあります。女性だからそこに持って行ってですね就ければいいというものではない。あるいは私の方でですね、そう考えても女性だからというね、先ほど男性社会という話しましたけれども、やはり女性だからという自らのね、自分に対する意識の問題もあるような私は気がいたします。ですから、今おっしゃられたことを含めてですね、本町としてどうあることが一番いいのか、そして女性も男性もですね、本当にここにいて働いて良かったというそういうような環境をですね、つくっていくと。そしてそのことがまちづくりに最もいい影響を及ぼしていけば大変ありがたいというふうに思っておりますので、今後ともね、ご指導をいただきたいと。従って今の状況の中でね、私は係をつくるということには同意したものはいかなものかというふうに考えておりますので、ご理解をいただければ幸いというふうに思っております。パフォーマンスでいろいろなことをやることは結構であります。いろんなことをやっているでしょう。じゃあ中身はどうなっているのかということもですね、見ていただければありがたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

ぜひ引き続き環境の整備に取り組んでいていただきたいと期待いたします。続きまして、臨時職員の休暇の件についてお伺いをさせていただきますけれども、1点確認をさせていただきたいんですけれども、先ほどご答弁の中にもお話はあったんですけれども、今の鹿追町役場における臨時職員、臨時という名前にはなっていますけれども、町長はあくまで一時的な臨時雇用というわけではなくて、できれば長く勤めていていただきたいと思っているという認識でよろしいでしょうか。1点確認させてください。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

基本的にはそう考えていただきたい。ですから厳正にですね、やることも大事でありますけれども、やはり臨時といえども、正職員とは同じ待遇ということにはなりませんけれども、許される限りね、そういうようなことで仕事の効率も上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休憩 11時06分

再開 11時20分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。山口優子議員。

○1番（山口優子）

臨時職員という名前にはなっていますが、できれば長く勤めていてもらいたいという町長のご答弁でございました。実情は何年にもわたって町の優秀な人材として活躍していただいているという実情でありますし、せっかく採用をして、せっかく仕事を覚えていただいたというのに辞めさせてしまうというのは町にとっても損失だと思います。有期契約労働者については、厚労省が出している有期契約労働者の育児休業ハンドブックにおいても、契約の形態が6カ月契約または1年契約であるという契約の形態によるのではなくて、それまでどのようにその契約が更新されてきたであるとか、周りの有期契約労働者の方は何年ぐらい働いているというような契約の実際の形態ではなく、実情をみて判断するというふうになっています。育児・介護休業法で定めている休業取得のための要件は、それよりも下回ってはいけないという最低条件を定めたものですから、町にもぜひ他の町内の事業所に関する事業所に対してもお手本となっただけのような率先して取り組みを進めていっていただきたいと思っておりますし、先ほどのご答弁の中でも全ての男女職員に対して各種支援制度の活用促進、助言に努めるというお話でした。この全ての男女職員というのは、私は臨時職員の方も含まれているんじゃないかと思っておりますし、町長に男女職員の割合を以前質問させていただいた時にも臨時職員を含めた数値で答えていただきました。そういったことから、臨時職員といえども実態は町の準職員ぐらいの位置付けであるかと思っておりますので、今後国の動向も注視しながらというお話でしたけれども、性別に関わりなく、優秀な人材の確保に向けた取り組みを進めていっていただきたい。一度辞めても許される時期が来ると再任用も考えていきたいというお話もあつたんですけれども、やはり一旦辞めて再任用も考えるよということと、育児休業を取れるよということは全然違うことだと思いますので、できれば育児休業を取れるような方向に進めていっていただきたいと思っております。女性が働きやすい職場環境を整えて、またそれを広く周知していくということが、今後の鹿追町の採用試験において女性の受験希望者の増加にもつながっていくかと思っております。男女とも働きやすい環境であるということは、今後男女ともに活躍できる社会の

実現を目指し、また人口減少に歯止めをかけようとしているならば、未来を担う人たちを大切にしていっていただいて、将来に向かって必要な投資をしていってほしいと思います。ですので、人事に関してはなかなか難しいところもあるということは重々承知はしていますけれども、ぜひ鹿追町には率先してそのような環境づくりに取り組んでいってほしいと思います。ご答弁を最後をお願いします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

総合的な考え方が必要なんでね、私の方からお答えしますけれども、理想と現実はなかなか一致しない、私がそう考えてもね、そうもいかない面がある。役場には正職員、それから臨時を入れると多分300に近い方がいらっしゃるのではないかなど。圧倒的にそうした身分にあるのは女性が多い。これは一体どういうことなのか。決して私は差別をしているわけではない。ですから自らがそういうふうなそれを求めるということになれば、仕事に対しての家庭的な問題、そうした問題も全てクリアをして職場でもって町民に適正な必要なサービスをしっかりとできるという私は体制が必要なんだろうなというふうに思っておりますから、そういう意味では今後ですね、そういう職というか、職場での自分の立場ということで目指すということであればこれはもう区別することなくやっていきたい。むしろ女性参画なんていう言葉そのものが風化していくようにしなければ日本の労働力の確保という点からもですね、とてもではないけれどもやっていけない時代がくるのではないかというふうに思っております。できるだけ長くという私は気持ちを持っています。しかし、形式的であっても6カ月、1年というそういうものがある。それをしっかりと法定どおりやっていけばですね、その時点でどんどん後退をしていくと、私はそういう格好になるだろうというふうに思っております、これもですね、本当にどうあることが正しいのか、若干私はそういうものに対して抵抗しながらね、抵抗しながら今現在の形をとって、できるだけ働いていただくというふうに考えているところでありますけれども、おっしゃられることもよく分かりますから、何とか努力をしながらいい職場にしていきたい。そして女性の方にもですね、大いに活動していただきたい。意識を高めていくようなそういう研修も含めて、今後実施をしていきたいというふうに考えておりますから、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

よろしいですか。それではこれで山口優子議員の質問を終わります。次に3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

ただ今議長のご了解を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。標題、本町を代表する農業、教育、観光のパンフレットについてお訪ねいたします。要旨、本町の代表する地域資源を網羅したパンフレットが近いうちに完成と聞いておりますが、この利用方法について具体的にお伺いいたします。来られた方に差し上げる、さまざまな案内所に置く等、一般的な配布では消極的であります。以下、積極的な方法を提案いたしますが、町長のお考えをお尋ねいたします。1、簡単な案内・受付・交通案内・宿泊・飲食案内などを添付し、全国の地方議会、もしくは地方自治体・関連する団体へ送付する。2、以前にも申し上げました、来町者増加に向けた関連する方々の協議会の設置。（行政・議会・商工会・農協・教育など含めたものでどうでしょうか）3、管外へ出張の折にはこういったパンフレットを持参する積極性を望みたい。以上3点であります。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

畑議員からは「本町を代表する農業・教育・観光のパンフレット」についてご質問をいただきましたので答弁をさせていただきます。一つ目の簡単な案内・受付・交通案内・宿泊・飲食案内などを添付し、全国の地方議会、もしくは地方自治体・関連する団体へ送付するとのことあります。今回作成をする、今作成中でありますけれども、しているパンフレットは、単に観光資源を紹介するものではなくて、鹿追町の農業、そしてエコな町づくり・エネルギー・学びなどさまざまなジャンルを取り上げることで、視察見学者・移住希望者・旅行業界関係者を誘発するもので、町勢要覧と観光パンフレットの中間的な位置付けである総合的な町の案内パンフレットとしての作成を今進めているところであります。いわゆる観光客という狭い定義ではなく、大きな意味での広範囲の来訪者を増やし、消費活動による町の経済効果を高めることが目的となっております。パンフレットは、日本語版の外に外国語版で作成をします。英語圏の他に東南アジアの中国・台湾・香港・マレーシア・シンガポール、あるいはマカオ等々に対応できる訪日外国人旅行者対策にも活用できるものであります。新しいパンフレットの配布は、今予定をしている所、主なものを挙げますと、北海道東京事務所ですね、あるいは北海道名古屋事務所・どさんこサロン・北

海道ツーリストインフォメーションセンター等々の他に十勝観光連盟等での他、官公庁等々にも配布をしていきたいというふうに考えているところであります。また、町への行政視察来訪者へ配布することにより、来訪した目的以外にも、また別な目的で訪れたい機運を育て、リピーターを増やしていきたいと考えております。結果的には町の行政視察者に再度来訪をする投げかけとともに、来訪者が消費活動を行う流れに期待ができるような、そういう内容ということであります。以前、長野県上田市からNHK大河ドラマ真田丸の放映をきっかけに全国の議会に視察案内文書を発送していた例がございます。これを受けて本町議員も政務活動費を利用して訪問されたところでありますから、今回のパンフレットの特色は通常の観光パンフレットと異なり、町の政策を中心としたものなので、このパンフレットを鹿追町議会でも利用していただければありがたいというふうに思っているところであります。二つ目の以前にも申し上げました、来訪者増加に向けた関連する方々の協議会の設置ということでもありますけれども、観光の第一は地域全体のコンセンサスであります。それは同じテーブルについて対話することから始まりますが、一過性に終わらず息の長い地域振興を目指すには、人材育成や担い手育成を意識し、時間をかけて育て上げなければなりません。そのためには民間の活動に光を当て、応援する手法が大事でありますので、関係者の課題や目標の共有が継続の秘訣であります。従いまして私はこれらについては積極的にスピーディーに今後考えていきたいと、そして以前にも検討しておりますけれども、議会の産業委員会とも共有しながら進めていきたいというふうに考えております。三つ目の管外への出張の折にもパンフレットを持参をして積極的に利用してはという質問であります。観光を取り巻く環境は国家的課題と位置付けられるようになりました。地方でも人口が増えない時代、来訪者数を増やし、経済効果やまちづくり効果に期待して、各自治体ではまちづくり型観光振興で地域活性化に力を入れております。情報発信の創意工夫が凝らす時代に入っているというふうに思っております。情報発信は町職員だけでなく、あらゆる立場の方々や組織が積極性をもって鹿追町のPRをすることが鹿追町の発展に不可欠なものと考えております。このために、鹿追町を紹介する印刷物を持参しPRをすることも含め、各組織がホームページやSNSを使ったPRが地域活性のために重要なこととございます。今年から商工会がフェイスブックにより商店街の紹介を始めております。町でもフェイスブックの活用を高めております。多くの組織や個人が積極的に情報発信をすることで、鹿追町の知名度アップを図っていかなければなりません。鹿追町の知名度アップ、イメージアップによる効果は、広範囲に恩恵をもたらすものと考えておりま

す。さらには経済効果だけではなく地域に誇りを持って人材育成につながり、将来への投資になっていることから、現在の課題解決だけでなく、未来への種まきでありますので、今後、さまざまなツールを使って情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、議員のご理解をお願いを申し上げる次第であります。今私はこの観光の面で気掛かりなのは、やはり本町の然別湖を核としている観光の面で、受け皿に今課題を持っているというふうを考えておまして、これも1日も早くですね、元通りに、それ以上に整備がされることをですね、心から望んでいるところでありますので、よろしく今後ともご指導をいただきますことをお願いをして、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

畑議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（畑久雄）

非常に前向きな方向でお考えをいただいていることに感謝したいと思います。ただ、私の言いたいのは、このパンフレット配布方法で、積極的な方法でその一つとして、ぜひおいくださいという気持ちで各関係団体、あるいは議会、あるいは行政にお届けする、そういうことが非常に大切だと思うんです。そういったこと、多少はお金はかかりますけれども、そういう積極的な配布の仕方が必要かと思えます。また、それには結果としてたくさんのお客様が来るかもしれません。しかしその窓口、受け入れ態勢というものが大変必要だと思います。によってこの協議会の設置についてぜひお考えいただきたい。と言いますのは、非常に受け入れ態勢を整える必要から関連する方々で窓口から案内項目、その時間、また統一した案内など、それはそれはたくさん内容がありますけれども、積極的に来町者の増加を目標に設置を希望するものであります。わが町には他にない地域資源がたくさんあります。これらを前面に出しての来町者増加に結びつけることを期待したいと思うんですが、もう一度ご答弁をお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

答弁、黒井商工観光課長。

○商工観光課長（黒井敦志）

答弁させていただきます。鹿追町に本当にはですね、他の町にないプロのガイドが非常に活躍しています。そういう方々が先日言っていましたけども、本当にたくさん来て欲しい。でも本当はたくさん来ると観光地が荒れてしまうので実のところ質の高いお客さんに来てほしいというふうに言っておりました。これから私どもPRしていく中で、本当に鹿

追のことをよく分かってくれる、鹿追のことを気に入ってくれるという方を何度も来ていただけるような育て方ができないかと思っています。今回観光を考える場をつくってはどうかという話がありまして、今鹿追のツーリズム大学を設立した時の方がいますので、今その方とも協議していますけれども、どう鹿追町の観光がこれからあるべきかというのを関係者と協議してまいりたいと思います。そしてその中でどんな情報発信ができるのかというのもそれぞれにいろんな道具があります。フェイスブック、印刷物もありますので、その効果的な使い方もみんなで共有して考えていきたいと思っています。

○議長（埴淵賢治）

畑議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（畑久雄）

非常にあの前向きな答弁でございますけれども、これも紙によるPRですけれども、本当に確かインターネットとかいろんな面で現代社会非常に調査しやすいですけれども、しかし行ってきた人、あるいはそういった方々の感想を聞くというのも少ないわけでありまして、できればそういった行政視察というんですか、そういう方向も考えながら確かに質の高い来客を望むことは必要かもしれませんけれども、我々が選ぶわけにはいかない。やっぱり質の高い内容でお迎えする、おいでいただくというこの大事な心が必要だと思うんです。そういった面でも行政議会ばかりじゃなく、飲食店の対応でもそういった面を取り上げて幅広くこの町をよくするための努力をしていただきたいと思いますけれども、どのようにお考えか。お尋ねします。

○議長（埴淵賢治）

黒井商工観光課長。

○商工観光課長（黒井敦志）

答弁させていただきます。やはりお客さんとうちの町の、例えばガイドとお店さん、どんな対応をするかというのが非常に印象になると思います。先日別の意味でなんですけれども、ふるさと納税の関係で来ていただいた方々が、鹿追がこんなに素敵な町だというのは知らなかった。その中で最後に言っていただいたのが今回関係者の方々とお会いした内容がとても良くて、人に会いたいというふうに言ってくださいました。これからの観光はただその大きな観光地にあるような花火を上げるような観光ではなく、そこに来た人と触れ合いたいとか、何々さんに会いたいから来るという、そのような何て言うんですかね、心が通い合うような観光を考えていかなきゃならないかと思っています。その意味でも商

店街の方々にもおもてなしという部分でやはり啓発していかなきゃならないと思いますので、そのことについても今後そういう意味で検討していきたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

畑議員、どうぞ。吉田弘志町長。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

私の方からお答えさせていただきたいと思います。ただ今、畑議員の方からもいろいろとご提案いただいております、現在パンフレットを鋭意作成中でありますので、これらのですね、総合的なパンフレットとして観光も含めて行政視察、さまざまなものに対応できるようなパンフレットになっておりますので、極力ですね、広く配布できるような形で配布するとともにですね、紙媒体というものも今後も必要な部分は大きいと思います。先ほどご説明しておりますSNS・インターネット等々もですね駆使はしていきますが、最終的にはですね、目で直接見るということもやはり幅広い年齢層の方を対象とする場合はですね、必要な部分があるかなというふうに思いますので、これらの観光パンフレット等々をですね、有効に活用させていただいてですね、鹿追町を訪れていただける方がさらに多くなるように進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○3番（畑久雄）

再質問、畑議員。

○3番（畑久雄）

本当に来町者増加のためにも、そのためにも先ほど申しあげました関連する方々のね協議会、これはぜひ設置して前に進めていただきたいと思います。最後に町長のご回答をお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

これはね、必ずつくりたいというふうに思ってますし、黒井課長がね、もう今検討に入っておりますから、有言実行型の課長でありますから必ず実現するというふうに思っておりますし、私の方からもそう指示をしたいというふうに思ってます。私は観光推進、どうですか、観光会議というのは。観光会議というそういう名称で私はつくろうかなというふうに思っておりますけれどもいかがでしょう。ですから関係者みんな入るわけですね、いろいろな。それはあの私が今、考えました。課長と私には考え方が違う部分が結構ありま

すのでね、課長に任せていきますから、一つよろしく頼みます。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。畑議員。

○3番（畑久雄）

何といたしますか、期待の持てるご回答をいただきました。ぜひ鹿追町の未来に向かっての積極的な方法で、みんなで進んでいければと期待しております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会 11時50分

平成29年第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成29年 9月21日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程 1 | 発議第 | 1号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程 2 | 発議第 | 2号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程 3 | 選挙第 | 1号 | 鹿追町選挙管理委員及び同補充員の選挙 |
| 日程 4 | 認定第 | 1号 | 平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 5 | 認定第 | 2号 | 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 6 | 認定第 | 3号 | 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 7 | 認定第 | 4号 | 平成28年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 8 | 認定第 | 5号 | 平成28年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 9 | 認定第 | 6号 | 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程 10 | 認定第 | 7号 | 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
〔平成28年度各会計決算審査特別委員長報告〕 |
| 日程 11 | 議案第 | 63号 | 平成29年度鹿追町一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程 12 | 議案第 | 64号 | 然別湖畔浄化センター機器更新工事その3請負契約について |
| 日程 13 | 同意第 | 4号 | 鹿追町教育委員会委員の任命について |
| 日程 14 | 同意第 | 5号 | 鹿追町公平委員会委員の選任について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1 番 山口 優子議員	2 番 武藤 敦則議員	3 番 畑 久雄議員
4 番 台蔵 征一議員	5 番 加納 茂議員	6 番 上嶋 和志議員
7 番 川染 洋議員	8 番 狩野 正雄議員	9 番 吉田 稔議員
10 番 安藤 幹夫議員	11 番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉田 弘志
農業委員会会長	菊池 輝夫
教育委員会教育長	大井 和行
代表監査委員	野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松本 新吾
総 務 課 長	喜井 知己
企画財政課長	渡辺 雅人
農業振興課長	菅原 義正
建設水道課長	櫻庭 力
商工観光課長	黒井 敦志
兼ジオパーク推進室長	
福 祉 課 長	佐々木 康人
瓜幕支所長	津田 祐治
病院事務長	菊池 光浩

子育てスマイル課長 松 井 裕 二
消 防 署 長 内 海 卓 実
総務課総務係長 武 者 正 人
企画財政課長補佐兼財政係長 佐 藤 裕 之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 草 野 礼 行
社会教育課長 浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳
書 記 高 瀬 俊 一

平成29年 9月21日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。ここでご報告をいたします。島町民課長、葛西会計管理者が、欠席する旨の届出がありました。以上で報告を終わります。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 発議第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（埴淵賢治）

日程1、発議第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

発議第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書ですが、提出者及び賛成者については記載のとおりであります。主旨説明をいたします。本道の林材は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、植林・間伐や路網の整備、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めております。今後、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であり、国にこの意見書に記した3項目についての措置を講ずるよう強く要望するものであります。なお、意見書提出先は、記載のとおりでございます。以上、地方自治法第99条の規定により提出したいと思っております。主旨ご理解の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これより発議第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程2 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（埴淵賢治）

日程2、発議第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

発議第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてであります。提出者及び賛同者は記載のとおりでございます。主旨説明をさせていただきます。地方自治体が果たす役割が拡大する中で、新たな政策課題に直面しております。公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応ときめ細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。こうした状況にもかかわらず、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しており、特にトップランナー方式の導入は、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されております。インセンティブ改革と合わせ、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであり、また、窓口業務のアウトソーシングなどの、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できない。2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、政府にこの意見書に記した7項目について実現を求めるものであります。なお、意見書提出先は記載のとおりでございます。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出したいと思っております。主旨ご理解の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は質疑討論を省略し直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これより発議第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程3 選挙第1号 鹿追町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（埴淵賢治）

日程3、選挙第1号、鹿追町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び鹿追町議会の運営に関する基準42の2の規定によって議長の指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。選挙の方法は、議長の指名推選で行うことに決定しました。資料配布のため暫時休憩します。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。鹿追町選挙管理委員候補には、高橋征士さん、藤田農夫治さん、北富士夫さん、上本延子さん、同補充員候補には、補充順位で高橋典孝さん、高田美津裕さん、河野紀子さん、馬場厚子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今指名した方々を、鹿追町選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。ただ今指名した方々が鹿追町選挙管理委員及び同補充員に当選をされました。

-
- 日程4 認定第1号 平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程5 認定第2号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 認定第3号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 認定第4号 平成28年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 認定第5号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 認定第6号 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 認定第7号 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（埴淵賢治）

日程4、認定第1号、平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、日程5、認定第2号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程6、認定第3号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程7、認定第4号、平成28年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程8、認定第5号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程9、認定第6号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程10、認定第7号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、以上7件、関連がありますので一括議題とします。本案は、平成29年9月4日開催の第3回定例会本会議初日において議題となり、平成28年度各会計決算審査特別委員会に付託されたものであります。その後審査を終了し、議長に対し平成29年9月19日付けをもって審査終了の報告がありました。ここで平成28年度各会計決算審査特別委員会、安藤委員長より報告を求めます。安藤幹夫委員長。

○10番（安藤幹夫）

平成28年度決算審査特別委員会審査報告、認定第1号、平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認定について、認定第4号、平成28年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託されました上記議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は、平成28年度各会計決算審査特別委員会で審査されたものでありますので、各認定議件への質疑と討論は省略して、各議件ごとに採決をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認め、各議件ごとの質疑と討論を省略し、直ちに採決を行います。

認定第1号、平成28年度鹿追町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、平成28年度鹿追町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてをお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定についてをお諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程11 議案第63号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第63号、平成29年度鹿追町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第63号は、平成29年度一般会計補正予算第5号となるものです。平成29年度一般会計補正予算第5号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1,545万9千円を追加しまして、総額を69億8,498万円とするものであります。第2条は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきまして歳出9ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、ライディングパーク費の負担金で全日本エンデュランス実行委員会補助金で150万円の追加、

ジオパーク事業費で道の駅しかおいの大型鳥かん図フラッグ取付改修で需用費、修繕料で19万9千円の追加、地方創生交付金事業費で瓜幕バイオ余剰熱利用ハウス内の施設整備等で需用費、消耗品費で170万円、備品購入費で816万円のそれぞれ追加、農林費、農業費、畜産業費の備品購入費で町営牧場用ダンプ購入で390万円の追加となるものです。次に歳入前ページからご説明します。款項目、繰越金の前年度繰越金で994万5千円、失礼しました。款項、町債、臨時財政対策債の臨時財政対策債で起債額の確定によりまして551万4千円の追加となるものであります。次に第2表の地方債の補正変更についてご説明いたします。5ページとなります。起債の目的は、臨時財政対策債であり、限度額に551万4千円を追加しまして、補正後の限度額を1億5,551万4千円とするもので限度額以外の変更はありません。以上、一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第63号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第64号 然別湖畔浄化センター機器更新工事その3請負契約
について

○議長（埴淵賢治）

日程12、議案第64号、然別湖畔浄化センター機器更新工事その3請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第64号は、然別湖畔浄化センター機器更新工事その3請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、然別湖畔浄化センター機器更新工事その3であります。契約の方法は、指名競争入札でありまして、指名業者は日立造船株式会社北海道支社、オルガノ株式会社北海道支店、北海道富士電機株式会社、株式会社東日本計装、株式会社西原環境北海道支店、以上5社を指名し9月19日に入札しました結果、入札金額を6,199万2千円といたします札幌市東区北6条東3丁目3番地1、株式会社西原環境北海道支店、支店長、米山稔夫氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。なお落札率は95.0%であります。以上、然別湖畔浄化センター機器更新工事その3請負契約についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第64号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程13 同意第4号 鹿追町教育委員会委員の任命について

○議長（埴淵賢治）

日程13、同意第4号、鹿追町教育委員会委員の任命についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩とします。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第4号は鹿追町教育委員会委員の任命についてであります。次の者を鹿追町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記として住所、鹿追町笹川北10線6番地7、戸草勢一、昭和46年1月16日生まれの者であります。お手元に履歴書を配布をさせていただいておりますけれども、氏については28年の10月から鹿追町教育委員会の委員として10月の1日まで任期となっております。今後につきましても人格、識見ともに教育委員としてふさわしいとこのように考えておりますのでご同意をいただきますようによろしく願いをして説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程14 同意第5号 鹿追町公平委員会委員の選任について

○議長（埴淵賢治）

日程14、同意第5号、鹿追町公平委員会委員の選任についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩します。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第5号は、鹿追町公平委員会委員の選任についてであります。次の者を鹿追町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記として住所、鹿追町笹川北8線11番地2、氏名、福井博幸氏であります。昭和25年12月25日生まれでありますけれども、お手元の履歴書のとおりでございます。現在、公平委員として3期目になっているわけですが、20年12月5日から公平委員会の委員長として用務に当たっていただいております。9月30日を持ちまして任期満了ということであります。引き続き4年間、29年10月の1日から33年9月30日まで4年間を公平委員として仕事に当たっていただきたいということで議会の同意を求めるものであります。ご案内のように氏は人格、識見ともに公平委員としてふさわしい方であると考えていますのでよろしくお願いを申し上げて説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程15 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（埴淵賢治）

日程15、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長、から、会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

第3回の鹿追町定例議会終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。その前に報告をさせていただきますけれども、台風18号における本町でのさまざまな被害等受けておりますけれども、今手元に入っている情報等に基づいて簡単にご説明させていただきます。まず農業被害関係でありますけれども、主としてデントコーンが倒伏をしているということであります。作付面積2,347.6ヘクタールの約半分ぐらいが、43%が倒伏をしたということであります。その中で200町歩程度が相当の減収になるのではないかと今予想でございます、これについては関係機関に報告をすると同時に今後共済等の適応がどうなるのかについて関係機関と親密に連携を持ちながら必要な対策を取ってまいりたいとこのように考えているところであります。また若干の倒伏、木のですね倒伏等がございました。一つはしかりべつパークゴルフ場の極めて太い木がですね、倒れたということでありまして、本当にあの相当頑丈な木というふうに見えますと思われるわけでありまして、根っこの方は相当腐れているという状況でありまして、こういうことを考えますとああした所にある木もですね点検を今後必要することが大事かというふうに思っております。またかんの近くにある野営場の木もですね数本倒れているという情報が入っております。それから教育関係で笹川、これは台風と関係ないんですけども小学校に落雷があったということでありましてコンピューター等々の停止等々があったんでありますけれども、被害としては放送設備、それから電灯関係ですね野外照明関係等についての被害があったという報告を受けております。これについては必要な対策を現在取っておりますし、また予算等が伴うものについてはですね今後対応してまいりたいとこのように考えているところであります。それでは報告は以上にいたしまして、ごあいさつに入りますけれども、9月4日から18日間にわたりまして定例議会が実施をされたわけでありまして、予算の補正、そして一般質問、さらには今回は28年度の7会計における決算認定ということでありまして、今日の本会議においてこれら決算については認定を頂きましたことについて、心から感謝を申し上げる次第であります。委員会の閉会のときにも

お話をしましたけれどもこの議会については極めて多くの懸案等々があったわけでありま
すけれども、一般質問でご意見をいただいたこと、また決算委員会をとおしてご意見をい
ただいたことについては私の方も前向きに対応をしてみたいと、このように考えてい
るところであります。今後ともよろしくご指導いただきますことをお願いを申し上げて閉
会のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

それではこれで会議を閉じます。平成29年第3回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時40分